

# 令和4年度 足立区立第十一中学校 学校のきまり

## ○服装のきまり

### 冬服

- ・指定の紺のブレザー（校章は胸に、組章は左衿につける）に、指定のズボン・スカートを着用。
- ・白無地ワイシャツに指定されたネクタイ・リボンを着用する。
- ・重ね着の場合は黒、紺、グレーのVネックセーター（スクールセーター）およびベストで、ワイシャツやネクタイ・リボンがきちんと出るものを使用する。
- ・上衣の2つのボタンはいつもかける。
- ・コートは、学校で指定されたもの（Pコート等）を着用してもよい。色は、黒・紺。ボタンはきちんとかける。

### 夏服

- ・ワイシャツを着用しネクタイ・リボンは不要。指定のズボン・スカートを着用する。開襟シャツは禁止。
- ・本校規定の布章を左胸ポケットの上につける。
- ・指定のサマーベストを着用してよい。

### 共通

- ・靴下は、白の無地を使用する。スニーカーソックス・ハイソックス・ルーズソックスは不可とする。ストッキングの場合は黒色のものを使用する。網目のものは使用しない。
- ・肌着は制服や体育着から極端に透けて見える色遣いやデザインのものとは避ける。
- ・ベルトは黒を使用する。細すぎ、太すぎ、バックルの大きいものは使用しない。
- ・靴は、ひもつきの白色の運動靴（白無地とする）を使用する。
- ・ズボンは、指定のものを着用し、細いズボンや部分的に太いズボンやタック入の使用を禁止する。
- ・スカート丈は、膝がかくれる程度にする。
- ・原則、6月～9月は夏服。12月～4月は冬服とする。その他期間は、気候・体調に合わせて、夏服・冬服どちらを着用してもよい。ただし、儀式的行事では冬服着用すること。

## ○頭髪、身だしなみのきまり

- ・授業に集中できる、清楚な形とする。奇抜な髪型は不可とする。
- ・染色・脱色をしたり、パーマなどの加工は禁止する。
- ・髪の色は、黒色・紺色・茶色のいずれかとする。
- ・髪は、前髪は目にかからないようにする。横は耳、後髪はブレザーの襟にかからないようにする。髪が目や耳、ブレザーの襟にかかる場合は、ヘアピンでとめる、ゴムで結ぶ、三つ編みにする。
- ・使用するヘアピン・ゴムの色は、黒色・紺色・茶色のいずれかとする。
- ・整髪料はつけない。
- ・化粧をしたり、髪飾りを使用しない。
- ・まゆ毛には手を加えない。

## ○学校生活のきまり

- ・チャイムがなったら、すぐに着席する。ノート等の教具を準備して静かに自習をして待つ。
- ・授業の始めと終わりの礼は正しくする。

- 座席は勝手に変えない。定期テスト中は出席番号順に着席する。
- 10分休みは次の授業の準備にあてる。特別教室へ移動し、体育の場合は着替えをして体育館や校庭へ移動する。
- 他の教室へは、先生に無断で出入りしない。
- 先生の許可がないかぎり、どんな場合でも屋上へ出てはならない。
- 廊下は右側を静かに歩く。
- 上履きで校庭に出たり、外履きで廊下や教室や体育館へ入らない。
- 学習に関係のないものは持ってこない。
- 不要の金銭は学校へ持ってこない。諸納入金は朝のうちに先生へわたす。
- 生徒間で金銭の貸し借りや物品の売り買いをしない。
- 学校でもらった印刷物は、必ず保護者にわたす。

## ○ 登下校のきまり

- 登下校の時刻を守る。
- 教科書、ノートなどの学用品は、通学用の鞆に入れて登校する。指定されたもの以外は、教科書、ノート等を学校に置いて下校してはいけない。
- 正しい通学路を通る。
- 横にひろがって歩いたり、車道を歩いたりなど、迷惑になるようなことをしない。
- 寄り道や買い食いをしない。
- 自転車通学は禁止。

## ○ 部活動のきまり

- 部活動には、希望によって積極的に入部する。
- 運動部の生徒は、指定された場所で着替えをおこなうこと。
- 練習時は、学校指定又は部活指定の体育着を着用する。Tシャツは、白のワンポイント程度とする。  
部活ごとにそろえて購入したものに関しては、着用してもよい。(ウィンドブレーカー、トレーナー等)
- 衣類、鞆等は練習する場所の近くの指定された場所に整頓しておくこと。  
一般生徒下校時以降は教室に入らない。(やむを得ない時は顧問の先生の指示に従う)。
- テスト1週間前・テスト当日(最終日は除く)は学習に力をそそぐために原則的には活動中止期間とする。  
ただし、活動中止期間中及び直後に公式戦などがある場合は、選手、準選手のみ1日1時間程度の活動ができる。朝練習についてはこれを認めない。
- 最終下校時間(18:30)を厳守する。そのためにあと片付けや着がえ等の時間を見込んで活動を終わる。
- 朝練習は7:30~8:00(完全終了)とし、基礎練習程度とする。なお、7:30までは校舎内に入ることができない。